

定 款

メディアスホールディングス株式会社
(2025年9月26日改定)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社はメディアスホールディングス株式会社と称し、英文ではMEDIUS HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。

- (1) 医療機器、再生医療等製品および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および輸出入・販売
- (2) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の貸与およびリース業務
- (3) 動物用医療機器の輸出入・販売ならびに貸与およびリース業務
- (4) スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の輸出入・販売
- (5) 中古医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等中古福祉用具の販売
- (6) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の修理業
- (7) 病院・医院・老人福祉施設における医療用材料管理業務受託
- (8) 病院・医院・老人福祉施設に対するコンサルティング業務
- (9) 手術室業務支援ソフトウェアの開発、販売および手術室管理等に関するサービス業務
- (10) 再使用を目的とした使用済単回使用医療機器の回収・輸出入および再製造単回使用医療機器の販売・輸出入
- (11) 医薬品販売業
- (12) 動物用医薬品販売業
- (13) 毒物劇物一般販売業
- (14) 計量器販売業
- (15) 損害保険代理業の募集に関する業務
- (16) 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護に関する業務
- (17) 住宅改修・住宅営繕等に関する業務
- (18) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (19) 管工事業（医療用）
- (20) 内装仕上工事業
- (21) コンピュータシステムの開発、販売およびコンピュータシステムを利用した情報サービス及び医療材料データベースの提供
- (22) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理運営
- (23) 貨物自動車等による運送事業に係る事業
- (24) 倉庫業
- (25) 医薬品・医薬部外品・化粧品および医療機器の包装・表示・保管業
- (26) 労働者派遣事業
- (27) メーカー等に対する営業コンサルティング業
- (28) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,940万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役

が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置）

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(顧問および相談役)

- 第31条 取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

- 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任限定契約）

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

（事業年度）

第40条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

（期末配当金）

第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当）

第42条 当社は、取締役会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第43条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

附則

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。